

平成24年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針

平成24年3月
水産庁

第1 指定漁業を取り巻く状況

1 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震及びこの地震が引き起こした大津波は、我が国漁業の一大生産拠点である三陸地域をはじめとする全国の漁業地域に甚大な被害をもたらした。三陸地域は養殖業や沿岸漁業が盛んであるとともに、サバ、カツオ、サンマ、イカ類等を漁獲する沖合・遠洋漁業の拠点を擁し、全国の水産物の安定供給に大きな役割を果たしてきた。被災地域の水産業の復興は、国民に対する水産物供給の確保の観点からも極めて重要な課題である。

また、古くから海と繋がり海と共に生きてきた漁業者が一日にして生活の糧を失った心情は察するに余りあるものであり、このような状況下において、被災漁業者が今後の漁業の継続について希望を見いだせるよう、制度的な手当てを検討することが必要である。

2 一方、指定漁業を取り巻く環境を概観すると、我が国周辺水域においては資源状況が低位にある資源も多く見られ、今後とも水産物を安定的に供給していくためには、引き続き、水産資源の適切な保存・管理の確保を図ることが必要である。

3 指定漁業の種類や操業地域によっては、沿岸・沖合漁業者間等で漁場や魚種の競合等の軋轢が生じており、相互理解を図るための協議の促進や、更なる信頼関係の構築に向けた手法の導入等、漁業種類や地域ごとの状況を踏まえたきめ細かな対応が必要である。また、近年、指定漁業において転覆・沈没といった痛ましい海難事故が相次いでいることを受け、漁船自体の安全性を向上させるための対策が求められている。

4 さらに、漁獲対象となる資源の水準の悪化、魚価の低迷、燃油等漁業用資材の価格高騰等により生産体制がぜい弱化している漁業について、漁獲量重視の操業体制から収益性重視の操業体制への転換（船団隻数の縮小等）が急務となっていることから、漁業構造改革事業等を着実に推進することが重要である。

- 5 国際的にも、韓国、中国等の外国漁船との漁場競合の激化や中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）等地域漁業管理機関による国際的な漁業管理が本格化していることから、これらの動きに的確に対応することが求められている。
- 6 以上を踏まえ、今回の一斉更新においては、指定漁業の許可及び取締り等について以下のように対応するものとする。

第2 基本的処理方針

1 東日本大震災からの復興に向けた被災漁業者の経営リスクの軽減

これまでの一斉更新においては、多くの水産資源の資源水準が低位にあったことから、原則として、前回の公示隻数から、その後に減船・廃業したもの等を削減し、現に指定漁業の許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数を公示することにより、極力公示隻数の縮減に努めてきたところである。

しかしながら、被災により船舶を失った漁業者や被災地において不自由な操業を強いられている漁業者の経営リスクの軽減の観点から、水産資源の繁殖保護等に支障を生じない範囲において、これら被災漁業者の兼業機会の拡大や別の漁業種類への新規参入を可能とするための必要な措置を講ずることとする。

(1) 許可又は起業の認可をすべき隻数（いか釣り漁業及び北太平洋さんま漁業）

指定漁業のうち、被災地域における主要漁業種類であり、資源水準に対して現行許可隻数が過剰でないものとして、いか釣り漁業及び北太平洋さんま漁業については、前回の公示隻数から、平成19年8月以降に減船・廃業したもの等を削減せず、前回と同じ公示隻数とする。

(2) 兼業機会の拡大等のための規制の緩和（いか釣り漁業）

兼業機会の拡大や代船取得の促進を図るため、我が国周辺水域で操業可能ないか釣り漁業の船舶の総トン数の上限を185トン未満から200トン未満に緩和する。

2 資源管理のための漁獲努力量の抑制

指定漁業については、関係漁業者及び漁業者団体の主体的な取組みによる減船等により漁獲努力量の削減が行われてきたところであり、我が国周辺水域の資源状況は近年おおむね安定的に推移しているといえるところである。しかしながら、資源水準が未だ低位にある資源も多く見られることから、いか釣り漁業及び北太平洋さんま漁業以外の漁業に係る公示隻数の決定に当たっては、前回の公示隻数から、その後減船・廃業したもの（平成24年7月までに減船・廃業するものを含む。）を削減するとともに、許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められるものを削減することにより、極力公示隻数の縮減に努めるものとする。

3 信頼の醸成に基づく漁業秩序の構築

沿岸・沖合漁業者の操業のあり方に係る相互理解と国際漁場を含めた資源の有効利用の促進等の観点から、関係当事者間の信頼の醸成に基づく漁業秩序を構築するため、所要の措置を講ずることとする。

(1) 衛星船位測定送信機（VMS）の導入

我が国周辺水域における沖合漁業と沿岸漁業の漁業調整の円滑化のため必要な漁船に、衛星船位測定送信機（VMS）の設置及びその常時作動を許可の制限又は条件として付し、漁業取締りの効率化を図ることとする。

(2) 漁業者間の協議の促進

資源管理を基本とした操業のあり方に関する沿岸漁業者と沖合漁業者等漁業者間の相互理解を深め、資源の有効利用を促進する観点から、一斉更新時に限らず、定期的かつ必要に応じ、広域的なものは国が、地域的なものは都道府県が中心となって、当事者間の話し合いの場の設定の斡旋、話し合いの仲介等により、各漁業者の置かれた状況を踏まえつつ漁場や魚種の競合等を巡る問題の解決に向けて積極的な関与を行い、これら漁業者の共存に向けた漁業調整の推進を図ることとする。

(3) 国際的取り決めの遵守のための措置

① ロシア水域における漁獲量等の適正な管理のための措置（沖合底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、北太平洋さんま漁業、い

か釣り漁業)

「ロシア水域における適正操業に関する検討チームに関する報告書」を受け、ロシア水域での漁獲量等の適正な管理のため、操業日誌の記載等を義務付けする措置を導入する。

- ② 中西部太平洋におけるオブザーバーの乗船の義務化（大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業）

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約に基づき、中西部太平洋において地域オブザーバー計画のオブザーバーの乗船を義務付けする措置を導入する。

4 漁船の安全性の確保

近年の漁船の転覆・沈没事故の多発を受け、漁船の復原性の向上に効果のある浮力体（バルジ等）の漁船両舷への装備等を推進するため、これらの装備等に伴う増加トン数について、漁獲能力の増加に直接繋がらないことを個別に審査しながら、船舶の総トン数規制の緩和を行うこととする。

5 国際競争力の確保

水産物の安定供給を担う国際競争力ある経営体を育成する観点から、資源及び漁業秩序への影響を十分に勘案しつつ、漁業の操業に係る制限の見直し等、所要の措置を講ずることとする。

（1）漁業の構造改革に資するための規制等の見直し

- ① 漁業の構造改革による試験操業に係る船舶の総トン数規制の見直し（大中型まき網漁業）

漁業の構造改革による試験操業により、漁獲能力が増加しないことが実証されたものについて、船舶の総トン数規制の見直しを行うとともに、試験操業を踏まえた附属船の隻数、網台面積、魚倉容積等の制限を行う。

- ② 漁業構造改革事業により試験操業を実施する場合について、漁業者の負担軽減の観点から当該試験操業に伴う起業の認可につき、その延長期間を事業終了時までとする。

(2) その他国際競争力の確保に資するための見直し

- ① 漁獲物等の陸揚港の変更手続きの見直し（沖合底びき網漁業、日本海べにずわいがに漁業）
漁獲物等の陸揚港の変更について、許可制の必要性の低下を踏まえて、許可制から届出制とする。
- ② 漁獲物等の転載制限及び国外陸揚げの制限の緩和（遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業）
地域漁業管理機関におけるオブザーバー乗船制度の導入や実施体制の整備を受け、漁獲物等の転載及び国外陸揚げに係る許可制を廃止する。
- ③ 漁獲数量等の報告事項の簡素化（遠洋かつお・まぐろ漁業）
漁獲成績報告書の迅速な分析を行う体制の整備等に伴い、漁獲数量等の報告事項の簡素化を行う。
- ④ 国際競争力強化のための試験操業終了予定の船舶の公示への反映（海外まき網漁業）
海外まき網の国際競争力強化のための試験操業により一定の成果が得られた船舶について、公示の総トン数別の隻数に反映させるとともに、当該許可に対し必要な制限又は条件を付す。
- ⑤ 英文の許可証明書の発行（大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業）
地域漁業管理機関の加盟国による公海上の乗船検査等に対応するため、英文の許可証明書を発行することとする。
- ⑥ いか釣り機の台数規制の緩和（いか釣り漁業）
いか釣り漁船の隻数は減少しており、また、我が国周辺水域におけるするめいかはTACで管理されていることから、いか釣り機の台数制限を25台以内から34台以内に緩和する。

(参考) 乗組員の確保に関する施策

- 1 漁業の担い手の確保を図るため、就職希望者が経験ゼロからでも円滑に漁業に就業できるよう、就業相談会等の開催、漁業現場での実地による長期研修等、就職希望者の段階に応じた支援を行う。
- 2 漁船の安全航行を行うために必要な乗組員を確保するため、より上級の海技士等の資格を取得するための講習会を開催する。

第3 漁業種類ごとの処理方針

1 沖合底びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき隻数

次の①の隻数から②及び③の隻数を差し引いた隻数とする。

- ① 前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数
- ② 前回の一斉更新以降、平成24年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数
- ③ 2年間以上引き続き休漁している許可に係る船舶及び一斉更新の直前の時点において認可期間が10カ月を超える起業の認可に係る船舶のうち、一斉更新に際して更に許可又は起業の認可を行うことが不適当と認められる船舶の隻数

(2) ロシア水域における漁獲量等の適正な管理のための措置

(前掲：第2の3の(3)の①)

(3) 漁獲物等の陸揚港の変更手続きの見直し

(前掲：第2の5の(2)の①)

2 以西底びき網漁業

・ 許可又は起業の認可をすべき隻数

次の①の隻数から②及び③の隻数を差し引いた隻数とする。

- ① 前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数
- ② 前回の一斉更新以降、平成24年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数
- ③ 2年間以上引き続き休漁している許可に係る船舶及び一斉更新の直前の時点において認可期間が10カ月を超える起業の認可に係る船舶のうち、一斉更新に際して更に許可又は起業の認可を行うことが不適当と認められる船舶の隻数

3 遠洋底びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき隻数

次の①の隻数から②の隻数を差し引いた隻数とする。

- ① 前回の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数

② 前回の更新以降、平成24年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数

(2) 国際的な資源管理の進展等に伴い、許可の有効期間を従来の1年から5年とする。

(3) ロシア水域における漁獲量等の適正な管理のための措置
(前掲：第2の3の(3)の①)

4 大中型まき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき隻数

次の①の隻数から②、③及び④の隻数を差し引いた隻数とする。

① 前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数

② 前回の一斉更新以降、平成24年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数

③ 2年間以上引き続き休漁している許可に係る船舶及び一斉更新の直前の時点において認可期間が10カ月を超える起業の認可に係る船舶のうち、一斉更新に際して更に許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められる船舶の隻数

④ 同一の船舶について、操業区域が異なることにより、複数の許可又は起業の認可を有しているものについて、重複する許可又は起業の認可に係る船舶の隻数（我が国周辺水域を操業区域とするものに限る。）

(2) 漁業の構造改革による試験操業に係る船舶の総トン数規制の見直し
(前掲：第2の5の(1)の①)

(3) 中西部太平洋におけるオブザーバーの乗船の義務化
(前掲：第2の3の(3)の②)

(4) 英文の許可証明書の発行
(前掲：第2の5の(2)の⑤)

(5) 国際競争力強化のための試験操業終了予定の船舶の公示への反映
(海外まき網漁業)
(前掲：第2の5の(2)の④)

5 遠洋かつお・まぐろ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき隻数

次の①の隻数から②及び③の隻数を差し引いた隻数とする。

- ① 前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数
- ② 前回の一斉更新以降、平成24年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数
- ③ 2年間以上引き続き休漁している許可に係る船舶及び一斉更新の直前の時点において認可期間が10カ月を超える起業の認可に係る船舶のうち、一斉更新に際して更に許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められる船舶の隻数

(2) 中西部太平洋におけるオブザーバーの乗船の義務化

(前掲：第2の3の(3)の②)

(3) 漁獲物等の転載制限及び国外陸揚げの制限の緩和

(前掲：第2の5の(2)の②)

(4) 漁獲数量等の報告事項の簡素化

(前掲：第2の5の(2)の③)

(5) 英文の許可証明書の発行

(前掲：第2の5の(2)の⑤)

6 近海かつお・まぐろ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき隻数

次の①の隻数から②及び③の隻数を差し引いた隻数とする。

- ① 前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数
- ② 前回の一斉更新以降、平成24年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数
- ③ 2年間以上引き続き休漁している許可に係る船舶及び一斉更新の直前の時点において認可期間が10カ月を超える起業の認可に係る船舶のうち、一斉更新に際して更に許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められる船舶の隻数

- (2) 中西部太平洋におけるオブザーバーの乗船の義務化
(前掲：第2の3の(3)の②)
- (3) 漁獲物等の転載制限及び国外陸揚げの制限の緩和
(前掲：第2の5の(2)の②)
- (4) 英文の許可証明書の発行
(前掲：第2の5の(2)の⑤)

7 北太平洋さんま漁業

- (1) 許可又は起業の認可をすべき隻数
前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数
- (2) ロシア水域における漁獲量等の適正な管理のための措置
(前掲：第2の3の(3)の①)
- (3) 標識を表示しない船舶の使用禁止措置の廃止
総トン数別の操業期間に係る規制の廃止等に伴い、総トン数別の標識の表示をしない船舶の使用を禁止する措置を廃止する。

8 日本海べにずわいがに漁業

- (1) 許可又は起業の認可をすべき隻数
次の①の隻数から②及び③の隻数を差し引いた隻数とする。
 - ① 前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数
 - ② 前回の一斉更新以降、平成24年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数
 - ③ 2年間以上引き続き休漁している許可に係る船舶及び一斉更新の直前の時点において認可期間が10カ月を超える起業の認可に係る船舶のうち、一斉更新に際して更に許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められる船舶の隻数
- (2) 漁獲物等の陸揚港の変更手続きの見直し
(前掲：第2の5の(2)の①)

9 いか釣り漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき隻数

前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数

(2) 兼業機会の拡大等のための規制の緩和

(前掲：第2の1の(2))

(3) ロシア水域における漁獲量等の適正な管理のための措置

(前掲：第2の3の(3)の①)

(4) いか釣り機の台数規制の緩和

(前掲：第2の5の(2)の⑥)